

令和元年度第3回海老名市市民活動推進委員会 次第

日時 令和元年9月26日(木) 10時00分～

場所 海老名市役所705会議室

1 開会

2 あいさつ

堀尾委員長

3 報告

令和元年度補助金交付団体の事業視察について・・・・・・・・・・ 資料1

4 議題

(1) 令和2年度市民活動推進補助金制度の運用について・・・・・・・・ 資料2

(2) 今後のスケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料3

5 その他

6 閉会

◆次回の市民活動推進委員会
日時 令和元年10月●日()
場所 ●●会議室
内容

令和元年度海老名市市民活動推進補助金
交付団体事業視察 報告書

1 日時

令和元年6月19日（水）14時30分から15時00分まで

2 視察団体

えびなえんぴつの会

補助金交付金額 100,000円（入門区分）

3 視察事業

夜間中学えびなえんぴつの会

4 視察場所

海老名市民活動センター ビナレッジ 304

5 参加者

市民活動推進委員 1名 勝田委員

事務局 2名 古賀係長・井上

6 結果

令和元年度から市民活動推進補助金を活用した団体である。

生徒数は約30名おり、教室開催日に都合がつく方が参加している。また、講師についても、代表から声をかけ、講師集めをしている。

当日は、6名の生徒が参加しており、マンツーマンで学習指導をしていた。14時～19時に開校しており、自由参加形式となっており、生徒の

進捗・都合に応じた教室運営をしていた。

広報・チラシの配架により、6月に新規で5名の方が生徒としての登録があった。今後は、講師の増大や教科書の調達が課題としてある。

事業内容としては公益性が高いため、補助金交付事業に相応しいものと考ええる。



「えびなえんびつの会」会報 NO. 6 改訂版 2019年(第1)6月5日発行

<今日の音楽>

☆木葉方の お城の草に寝ころびて 空に吸われし 十五の心 (石川 啄木)

☆空舞の 唐織物も何かせん 誰も届も 君ありてこそ (家茂亡き後の和宮)

☆たとえば君 蓬も葉をサツと掃くように 私をさらって行ってはくれぬか (歌人 河野裕子)

☆ワタシは誰 おまははかきと せきわらう (神奈川県警員)

☆叱られて ジーンズ脱れんなよ 大人でしょ (第4歳) ☆☆☆☆☆

学習日	時間	会場
6月5日(水)	14:00~17:00 17:00~20:00	ビナレッジ 301 # 302
6月12日(水)	14:00~19:00	# 301
6月19日(水)	14:00~19:00	# 304 ★
6月26日(水)	14:00~19:00	# 304 ★
7月3日(水)	14:00~19:00	# 301
7月10日(水)	14:00~19:00	# 301
7月17日(水)	14:00~19:00	# 304 ★
7月24日(水)	14:00~19:00	# 304 ★
7月31日(水)	14:00~19:00	# 304 ★
8月7日(水)	14:00~19:00	# 304 ★
8月14日(水)	14:00~19:00	# 304 ★
8月21日(水)	14:00~19:00	# 304 ★
8月28日(水)	14:00~19:00	# 304 ★

※★、★印の部屋番号が変わりました。広い部屋になりました。

※8月14日はお盆のためお休みです。代わりに、7月31日に行います。

※ビナレッジは厚木駅に近く、海西中学校の東側です。スリッパはいりません。

※日程に変更があった場合は、当事者同士で欠席や時間を決めて下さい。

☆教科担当者

国語・・・田中 美穂、小川 悠、西山 小宮山、橋本 三寿 数学・・・西尾 廣田

英語・・・村尾 松隈、滝口 吉川、宮武

☆☆

令和元年度海老名市市民活動推進補助金
交付団体事業視察 報告書

1 日時

令和元年 7 月 30 日（火） 10 時 30 分から 11 時 00 分まで

2 視察団体

NPO 法人 grand-mere

補助金交付金額 300,000 円（発展区分）

3 視察事業

夏休み地域交流イベント

4 視察場所

海老名市民活動センター ビナレッジ 301～303 会議室

5 参加者

市民活動推進委員 1 名 堀尾委員長

事務局 2 名 井上・山田主事補

6 結果

平成 28 年度に初めて市民活動推進補助金を活用した団体であり、令和元年度で 2 回目の交付となる。

3 日間かけて木工体験、陶芸体験、絵画体験を実施しており、7 月 29 日（月）に行われた木工体験では 30 名、30 日（火）に行われた陶芸体験では 58 名、絵画教室では 29 名の参加があり、3 日間で 117 名が当事業に参加した。

当事業は、地域の子ども達同士が接する機会を増やすこと、各事業の体験を通して得られる心身の発達と、きょうだい児や地域の方々共に歩み、共に暮らしていくことの一助となることを目的として、実施している。陶芸体験では、子ども達で協力しながら作業をする部分もあり、目的に沿った事業を実施しているように思えた。

事業内容としては公益性が高いため、補助金交付事業に相応しいもの
と考える。



令和元年度海老名市市民活動推進補助金
交付団体事業視察 報告書

1 日時

令和元年8月25日（日） 13時45分から15時30分まで

2 視察団体

海老名おやじの会

補助金交付金額 100,000円（入門区分）

3 視察事業

大人の発達障がい啓発活動事業（勉強会）

4 視察場所

海老名市文化会館 352多目的室

5 参加者

市民活動推進委員3名 堀尾委員長、大島委員、瀬戸委員

事務局1名 井上

6 結果

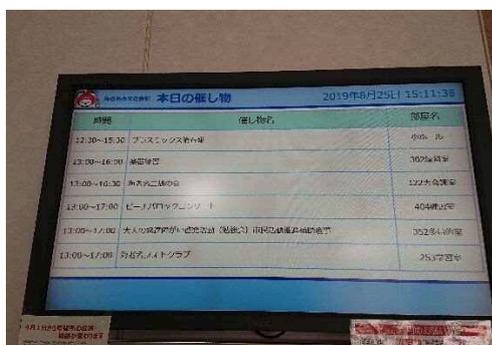
令和元年度から市民活動推進補助金を活用した団体である。

タウンニュースに会長が取材を受け、紙面に大きく載ったこともあり、当日は約30名の参加であった。

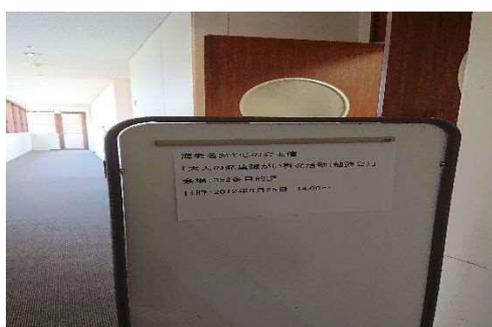
当日は、発達障がいと知的障がいの子の親の目線及び発達障がいを持つ親の目線から過去・現在の法制度を交えながら、発達障がい児者の生きづらさを伝える講演会を実施した。

発達障がいと診断される人は10人～20人に1人の割合であり、社会的に見ると、マイノリティではなくマジョリティ（社会的多数者）となってきた。発達障がい当事者も、その特性を理解し、自分ではできない事等あれば第三者に頼ること、また、第三者も過度な配慮をするのではなく、依頼があった後に協力することが必要であることを、自身の体験をもとに講演した。

事業内容としては公益性が高いため、補助金交付事業に相応しいものとする。



時間	催し物名	会場名
12:30～15:30	ブラスセッション体験	小糸 3F
13:00～16:30	練習時間	107号教室
13:00～16:30	海外出張の会	222号会議室
13:00～17:00	ヒーローワークショップ	404号教室
13:00～17:00	大人の読者のための読書会 (後援) 市町村協議会共同後援	302号会議室
13:00～17:00	英語ネイティブクラブ	253号教室



1 交付スケジュールについて（案）

- 各種PR : 11月1日以降
- 補助金制度説明会 : 令和元年12月6日（金） 10時～ 702会議室
- 事前相談期間 : 令和元年12月9日（月）～12月24日（火）
- 審査申込書受付期間 : 令和2年1月7日（火）～1月17日（金）

2 審査申込手引きの確認について

別紙資料（要綱改正内容を記入）

3 ポスター案について

作成にあたっては、事務局一任とさせていただきたい。

4 制度の周知・PRについて

新たな周知・PR 場所について、事務局までご連絡をお願いします。

方法	詳細
<input type="checkbox"/> ポスター掲示	(1)市内公共施設への掲示 ※可能な範囲で、会議室内への掲示も依頼する。 【候補場所】 ・市民活動センター ・文化会館 ・海老名運動公園 ・保健相談センター ・市内小中学校 ・行政掲示板 ・コミセン、文化センター ・総合福祉会館 ・北部公園体育館 ・有馬図書館 ・大型商業施設
<input type="checkbox"/> DM送付	【送付先】 (1)市内からの照会団体 (2)過去に交付実績があり、交付満了となっていない団体 (3)市内NPO法人（41団体）
<input type="checkbox"/> タウン誌掲載	【掲載依頼先】 (1)リベルタ (2)タウンニュース
<input type="checkbox"/> 市広報	11月1日号に掲載予定
<input type="checkbox"/> SNS	市・ビナレッジFacebook、市インスタグラムに掲載予定
<input type="checkbox"/> 市・ビナレッジHP	11月1日～公開予定
<input type="checkbox"/> デジタルサイネージ	(1)海老名駅西口自由通路 (2)中央図書館

5 その他

- 書類審査方法

<p>9月 ～ 12月</p>	<p>事業視察</p> <p>①9月29日(日)「河骨保護の会」 開催場所：中新田水門付近 ※開始は11時～ 集合時間：10時45分 集合場所：海老名市役所南側正面玄関 ※活動場所に駐車場が無いので、公用車で事業場所まで向かいます ※自転車・徒歩で参加される方は現地集合をお願いします</p>   <p>②11月6日(水)「ほっとフェスタ実行委員会」 開催場所：ウィングス海老名 ※10時～15時 集合時間：未定 ※再度団体と調整し、後日、詳細をお知らせします</p> <p>補助金説明会 12月6日(金)10時～ 海老名市役所7階 702会議室</p> <p>事前相談期間 令和元年12月9日(月)～令和元年12月24日(火)</p>
<p>1月</p>	<p>審査申込書受付期間 令和2年1月7日(火)～令和2年1月17日(金)</p> <p>各委員へ書類の送付・団体への質問受付 1月下旬頃</p>

2月	団体からの回答受付・各委員へ回答の送付 令和2年2月上旬頃 諮問・1次審査（書類審査） 2月10日（月）10時00分 702会議室（予定）
3月	2次審査（プレゼンテーション審査） 3月9日（土）9時30分～ ビナレッジ301～303会議室 市長への答申 3月中旬～下旬

令和
2年度

別紙

海老名市 市民活動推進補助金 (審査申込の手引き・審査申込書)



海老名市イメージキャラクター えび〜にゃ

令和元年11月

海老名市 市民活動推進課

目次

P. 1	海老名市市民活動推進補助金
P. 2	制度の対象となる団体
P. 3	制度の対象となる事業
P. 4~5	助成の区分と上限金額、交付回数
P. 6	対象となる経費 対象とならない経費
P. 7	審査申込方法
P. 8	提出書類 事前質問・回答
P. 9	審査の方法
P. 10	審査基準
P. 11	補助金交付申請書の提出 補助金交付決定通知、補助金請求書の提出 補助金交付 事業変更の制限 活動の報告 補助金の返還
P. 12	審査申込から補助金交付までのスケジュール
P. 13	その他
P. 14	審査申込書の記入例

令和2年度 海老名市市民活動推進補助金

◀ 審査申込の手引き・審査申込書 ▶

● 市民活動推進補助金制度とは

海老名市では、市民活動団体と協働し、豊かで活力ある地域社会を形成するため、「海老名市市民活動推進条例」を定めています。

海老名市市民活動推進補助金制度は、この条例に基づき、市民のみなさんの自主的で公益性のある市民活動を財政的に支援する制度です。

審査申込期間

令和2年1月7日（火）～令和2年1月17日（金）

※受付時間は平日の 9時 から 17時 まで

補助金の交付を受けようとする団体は、審査申込期間内に必要書類を提出してください。

審査申込方法

審査申込書類を市民活動推進課（市役所5F）へ提出

（提出時は書類確認に時間を要するため、電話による予約が必須です。

詳細はP7を参照してください。）

審査申込書類 入手方法

市民活動推進課窓口、えびな市民活動センター、海老名市文化会館等で配布するほか、市ホームページからダウンロード可能です。

制度説明会

※参加は自由です

令和元年12月6日（金） 10時～ 海老名市役所7階 702会議室

【内容】 制度の概要、対象事業、審査申込書類の書き方などについて説明します。

※参加していない場合でも、補助金審査申込は可能です。

※事前相談期間内においても、制度内容等について説明します。

事前相談期間

令和元年12月9日（月）～令和元年12月24日（火）

審査申込書類の書き方や、申込する事業内容について相談を受け付けます。制度の概要が良く分からない方や、ご自身の団体活動が補助金の対象となり得るか、といった各種ご相談があれば、この期間にお越しく下さい。

※相談は事前予約制です。必ず事前に市民活動推進課までお申込みください。

※受付時間は平日の 9時 から 17時 まで

お問合せ先

海老名市役所 市民活動推進課 市民活動推進係（市役所5F）

TEL 046-235-4794 FAX 046-231-2670

制度について、ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

1

制度の対象となる団体

次の①～④のすべての要件に該当するボランティア活動団体、特定非営利活動法人、自治会等の市民活動団体が審査申込できます。

- ① 市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業を実施していること。
- ② 3人以上で構成していること。
- ③ この補助金を受けるに当たり、審査申込から結果報告まで責任を持って事業を実施できること。
- ④ 団体の運営に際し、この補助金だけでなく、自主財源（会員会費、事業の参加費など）を確保しており寄附金を募ったりする等、団体の運営について自立している（しようとしている）こと。

公益性のある事業とは？

広く市民が利益を受けられる活動です。

趣味的な活動やサークル活動、団体の会員だけが利益を得る活動は対象になりません。

<事業例>

- ・医療、福祉に関する事業
- ・環境保護に関する事業
- ・広くスポーツ、教育に関する事業
- ・文化活動に関する事業
- ・姉妹都市交流に関する事業
- ・地域づくり、共助・防災活動に関する事業 など

<令和元年度交付事業例>

	内容	補助金の使途
①	自主夜間中学「えびなえんぴつの会」 退職教員等により、週2回 小中学校レベルの5教科を支援	教材費、コピー代、室料、 交通費、通信費
②	大人の発達障がい啓発活動事業（勉強会） 過去・現在・未来の詳らかに法制度を交えながら語り、発達障がい児者の生きづらさを伝える。 発達障がいの早期理解、早期支援と自己理解についても啓発していく。	印刷費、会場使用料、賃 借料、備品購入費
③	鯉のぼり事業 地域の人々との交流を通じて、地域の融和と活性化を図る。 昔ながらの風物詩を継続し、見る人に楽しんでいただく。	保険代、会場使用料、通 信費、設営消耗品費、外 部協力費
④	「映画と講演から、LGBTを学ぼう！」 LGBTについての映画上映及び講演会の実施	講師謝礼、映画使用料、 会場費、チラシ印刷費、 ポスター印刷費、コピー費、 保育費
⑤	夏休み交流イベント 「木工」「陶芸」「油絵」に関する講師を呼び、説明を行い作業を行う	講師謝礼、材料加工費、 会場費
⑥	絶滅危惧の水生生物コウホネの保護・育成 定期的な巡回、移植した場所に看板等の設置、草刈り、ゴミ拾い等	備品購入費
⑦	「ほっとフェスタ2019」 各種団体が参加し、来場者に対して暮らしを補う施設やサービスなどのご案内、生活ニーズの要求や相談の場を提供する	印刷製本費、外部協力 者謝礼

次の①～②に当てはまる事業が対象となります。

- ① 主として海老名市内で活動し、市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業
- ② 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に実施する事業

※ 対象にならない事業 ※

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教に関する次に掲げることを主たる目的とする事業
 - ① 宗教の教義を広めること。
 - ② 宗教の儀式行事を行うこと。
 - ③ 宗教の信者を教化育成すること。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいいます。以下同じです。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含みます。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 海老名市の他の補助制度を利用している事業

3

助成の区分と上限金額、交付回数

団体の状況に応じ、3種類の区分があります。区分の概要については、下記の表のとおりです。
令和2年度補助金より、補助内容が一部変わります。制度内容について、ご不明等ある場合は、事務局まで御連絡ください。

◆初めて申請する団体◆

	入門編	継続編 (NEW)	自立編
該当する事業	団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業	団体が既に行っている事業を充実させ、継続を図るための事業	団体がこれまで行ってきた事業の更なる充実化を図り、かつ自立に向けた事業
補助金の額	上限 10万円	上限 20万円	上限 30万円
補助金の交付回数 (※)	1団体につき、1回のみ交付とする。	1団体につき、2回まで交付とする。ただし、当該年度に1回のみ交付とする。	1団体につき、3回まで交付とする。ただし、当該年度に1回のみ交付とする。

備考 当該年度に審査申込できるのは、入門編、継続編または自立編のいずれかの区分で1事業のみとします。

※ 注意 ※

- ・海老名市市民活動推進委員会の審査をもとに、予算の範囲内で交付事業及び交付金額を決定するため、**審査申込金額を減額して交付することもあります。**
- ・海老名市市民活動推進委員会の審査により、審査申込時の区分（入門編・継続編・発展編）を変更させていただく場合があります。
- ・千円未満の端数は切り捨てとします。
- ・継続編に係る補助金の交付を受けたことのある団体は、入門編に係る補助金の申請を**できません。**
- ・自立編に係る補助金の交付を受けたことのある団体は、入門編及び継続編に係る補助金の申請を**できません。**

◆**令和元年度までの制度で補助金の交付を受け、交付回数を満了していない団体**◆

令和2年度海老名市市民活動推進補助金より、交付要綱を改正し、補助内容を一部変更します。**令和元年度までの制度で補助金の交付を受けており、かつ補助金交付回数を満了していない団体に対しては、下表のとおり、補助金の申請を行うことができます。**

	入門編 (上限10万円)	継続編 (NEW) (上限20万円)	自立編 (上限30万円)
入門編1回の交付を既に受けている場合	不可	2回	3回
発展編(変更前)1回の交付を既に受けている場合	不可	不可	3回
発展編(変更前)2回の交付を受けている場合	不可	不可	2回

備考 当該年度に審査申込できるのは、入門編、継続編または自立編のいずれかの区分で1事業のみとします。

※ **注意** ※

- ・海老名市市民活動推進委員会の審査をもとに、予算の範囲内で交付事業及び交付金額を決定するため、**審査申込金額を減額して交付することもあります。**
- ・海老名市市民活動推進委員会の審査により、審査申込時の区分（入門編・継続編・発展編）を変更させていただく場合があります。
- ・千円未満の端数は切り捨てとします。
- ・継続編に係る補助金の交付を受けたことのある団体は、入門編に係る補助金の申請を**できません。**
- ・自立編に係る補助金の交付を受けたことのある団体は、入門編及び継続編に係る補助金の申請を**できません。**

4

対象となる経費

補助金の対象となる経費は、**事業を実施するために直接必要な経費**です。

審査申込時に提出する予算書に記載する際、「この科目に補助金を充てます」ということが分かるよう、「補助金を充当」欄に必ず「○印」を付けてください。

● 対象となる経費の例

謝礼	外部講師・指導者・協力者への謝礼等
旅費	外部講師・指導者等の事業実施会場までの交通費、宿泊費
印刷製本費	事業についてのパンフレット・ポスター等の印刷製本費
消耗品費	取得価格（消費税含む）が1件30,000円以下のもので、短期間又は一度の使用で消費されるもの
使用料	会場使用料
賃借料	機材等のレンタル料、バスの借り上げ料
通信費・運搬費	パンフレットや資料等の送料、会場までの備品の運搬費
備品購入費	取得価格（消費税含む）が1件30,000円を超えるもので、比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変えることなく使用に耐えるもの

※海老名市市民活動推進委員会により経費の対象と認められない場合もあります

● 事業を実施するために直接必要なものとは？

「これが無ければ、申請する事業を実施できない」という費用です。

団体の日常的な活動にかかる費用は、対象外です。

5

対象とならない経費

次の経費は、補助金の対象とはなりません。

審査申込時に提出する予算書に記載しても構いませんが、「補助金を充当」欄には○印を付けなくてください。

● 対象とならない経費の例

団体の事務所等を維持するための経費	事務所の家賃・光熱水費
団体の経常的な活動に要する経費	事務所までの交通費、団体のパンフレットの紙代・印刷代、構成員への郵送代
団体の構成員による会合の飲食費	事業の打ち合わせ時の飲食費
団体の構成員に対する人件費、謝礼等	事務員の人件費、構成員への謝礼

次のとおり審査申込してください。

審査申込書類は、審査の対象となりますので、正確に記入してください。

① 審査申込期間

令和2年1月7日（火）～令和2年1月17日（金）

9時から17時まで ※土・日・祝日は除きます。

② 審査申込方法

(1) 必ず事前に市民活動推進課へ電話の上、予約をしてから審査申込にお越しください。

(2) 予約した日時に市民活動推進課の窓口へ、審査申込書類を持参してください。

※郵送による審査申込はできません。

※書類の内容を確認させていただきますので、説明できる方がお越しください。

※提出書類の内容確認には、1時間程度を要する場合があります。また再提出をお願いすることもありますので、お早目に予約・提出をお願いいたします。

③ 提出書類

次ページの書類を提出してください。書類の作成は、手書きでもパソコンでも構いません。

ただし、A4サイズで作成してください。

なお、審査申込に必要な書類は、市のホームページからもダウンロードできます。

□ 審査申込前に個別相談期間を設けます！（期間：12/9～12/24）

制度説明会の実施後に、申請に関する相談などを受け付けます。個別相談を希望される方は、必ず事前に市民活動推進課へ電話の上、予約してからお越しください。

連絡先：046-235-4794（市民活動推進課）

※ 受付時間は 平日の 9時 から 17時 まで

<相談内容の例>

- ・自分たちの活動内容は補助金の対象となるのか？
- ・補助金審査申込書をどのように書いたらよいか？
- ・補助金の対象となる経費について、もっと詳しく知りたい 等

※その他、審査申込や団体の運営に当たってお困りのことがあれば、ご相談ください。

① 海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書（第1号様式）

- ・「事業の名称」は、簡潔で内容が分かりやすい名称をつけてください。
- ・「補助金交付審査申込額」は、審査申込する補助金の額を正確に記入してください。
- ・「事業内容」は、事業内容を分かりやすく、記入してください。長い文章にせず、要点を押さえた短い文章で、小見出しや箇条書きなどを使ってください。
- ・「事業を実施することによる効果」は、事業が完了した時に実現できている状況を想定して記入してください。

② 海老名市市民活動推進補助金収支予算書（第2号様式）

- ・金額を積算した根拠（単価や内訳）を「説明」欄に必ず記入してください。
これを基に補助金額を査定します。できる限り詳細に記入してください。
- ・海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書との整合性を取ってください。
- ・本紙P5の「4 対象となる経費」と「5 対象とならない経費」を参考にしてください。
- ・補助金を充てる科目は、「補助金を充当」欄に○印を付けてください。

③ 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書（第3号様式）

- ・団体の活動内容を記入してください。
- ・決算資料は、最新のものを記入してください。決算期間が年度単位でない場合は、決算期間となる日付を記入してください。

④ 団体の規約、会則、定款又はこれに類するもの

- ・必ず最新のものを提出してください。
- ・同一人物が複数の役職に就いていることがないように努めてください。

⑤ 団体の役員名簿又はこれに類するもの

- ・必ず最新のものを提出してください。

⑥ 団体の活動がわかる書類

- ・会報紙や事業のチラシ、その他団体の活動内容が分かる発行物などがあれば提出してください。

ご提出いただいた書類は、審査の前に海老名市市民活動推進委員が確認いたします。
確認をした際に質問事項が出た場合には、2月上旬に申請団体へ質問票を送付いたします。

質問に対し、指定する期限までにご回答をいただきますようお願いします。
※非常にタイトなスケジュールとなりますが、ご協力をお願いいたします。

補助事業の審査は、一次審査（書類審査）・二次審査（プレゼンテーション審査）があり、公募委員等で構成する海老名市市民活動推進委員会が行います。

● 一次審査（書類審査）

審査申込書類をもとに審査基準をクリアしているかを審査し、40点満点中24点以上の点数を獲得した団体が、プレゼンテーション審査へ進めます。

審査の結果、24点に満たなかった場合、プレゼンテーションには、参加できません。

審査申込書類をもとに審査するため、分かりやすく正確に記入してください。

一次審査の可否通知は、2月下旬頃を予定しています。

● 二次審査（プレゼンテーション審査）

書類審査の結果、プレゼンテーション審査の対象となった団体に審査申込事業をアピールしていただきます。必要な機材（パソコン・プロジェクターなど）があればご相談下さい。

また、このプレゼンテーションは、どなたでも見学できます。

- ① 審査基準に基づき、海老名市市民活動推進委員が審査し、順位付けを行います。
- ② 順位が上位の団体から順に、予算の範囲内で審査申込金額を審査します。
- ③ 海老名市市民活動推進委員会は、審査の結果を市長に答申します。
市長は、その答申を受けて、補助事業及び補助金額を認定します。
- ④ 審査結果は、合否に関わらず、後日通知いたします。（3月下旬頃を予定しています。）

▼日 時

令和2年3月9日（土）※予定

▼場 所

えびな市民活動センター ビナレッジ ※予定

▼事前提出資料

プレゼンの概要をまとめた資料等、発表に使用する資料を事務局が指定した期日（決定通知から2週間程度）までに提出してください。

資料はA4サイズで作成してください。手書きでもパソコンで作成しても構いません。

▼発表方法

発表は7分以内で形式は自由です。

（1）発表時間 1団体7分

※発表の順序は事務局が決定します。審査を公平に行うため、発表が7分間を越えた場合は、発表の途中であっても、終了していただきます。

（2）質問時間 1団体8分程度

5点	4点	3点	2点	1点
良い	どちらかというが良い	普通	どちらかというが悪い	悪い

書類審査の基準は、次の8項目です。

書類審査では、各項目について、採点を行います（40点満点）。

	審査基準	審査の視点	点数
委員会 で 審査	公益性	多くの市民が事業の効果を受けられる事業か。	5点
	自立性	資金について、補助金だけでなく、団体の運営費を持っているか。	5点
	計画性	事業の計画に無理がなく、実現可能であるか。	5点
		事業の予算に無理がなく、積算も適性であるか。	5点
	発展性	この補助金をきっかけに、事業や団体が発展できるか。	5点
	地域性	市民や地域のニーズを的確にとらえた、社会的に必要性のある事業であるか。	5点
	先駆性・独創性	新しい取り組みで、行政が実施する場合とは違う手段や効果が期待できるか。	5点
	団体能力	事業を実施する上で、必要な能力（知識、人材など）を備えているか。	5点

プレゼンテーションの審査基準は、次の9項目です。

プレゼンテーションでは、各項目について、採点を行います（45点満点）。

	審査基準	審査の視点	点数
委員会 で 審査	公益性	多くの市民が事業の効果を受けられる事業か。	5点
	自立性	資金について補助金だけでなく、団体の運営費を持っているか。	5点
	計画性	事業の計画に無理がなく、実現可能であるか。	5点
		事業の予算に無理がなく、積算も適性であるか。	5点
	発展性	この補助金をきっかけに、事業や団体が発展できるか。	5点
	地域性	市民や地域のニーズを的確にとらえた、社会的に必要性のある事業であるか。	5点
	先駆性・独創性	新しい取り組みで、行政が実施する場合とは違う手段や効果が期待できるか。	5点
	団体能力	事業を実施する上で、必要な能力（知識、人材など）を備えているか。	5点
	熱意・意欲	団体の熱意や意欲が感じられるか。	5点

11 補助金交付申請書の提出

- ① 一次審査及び二次審査を経て補助金交付団体として認定された団体で、補助金の交付を受けようとする場合は、「海老名市市民活動推進補助金交付申請書（第5号様式）」を提出してください。
- ※ 上記の申請書は、二次審査の結果通知に同封します。

12 補助金交付決定通知・補助金請求書の提出・補助金交付

- ① 海老名市長は、補助金交付申請書の提出があった団体に対して、補助対象事業及び補助金額を決定し、通知します。
 - ② 補助金交付決定通知を受けた申請団体は、補助金の請求書を事務局へ提出します。
 - ③ 諸手続きが完了した後、1箇月程度で補助金は指定口座に入金されます。
- ※ 申請団体は、決定された補助金額と申請額とに差異があり、事業実施が困難と判断した場合は、補助金の交付を辞退することができます。

13 事業変更の制限

補助の決定を受けた事業は、補助金の交付を辞退する以外に、その内容及び予算の配分を変更（廃止）することはできません。特別な事情がある場合は、事前にご相談ください。

※事業の内容・予算は、審査申込時に十分、検討してください。

14 活動の報告

補助を受けた団体は、事業が終了したときは、海老名市市民活動補助金実績報告書（第10号様式）及び海老名市市民活動補助金収支決算書（第11号様式）を事業終了から起算して20日以内に提出して下さい。

また、補助団体と事務局との諸手続きが終了した後、補助団体は実施結果を公開して頂きます。また、**事業を行う際に市民活動推進補助金を受けていることを明記し**、団体員全員への周知と一般市民への周知をしてください。

※公開で実施結果の報告

補助金の交付を受けた団体は、対象事業が終了した後、事業の実施結果を公開しなければなりません。

※実施結果について発表の場を設ける場合がありますので、ご協力をお願いします。

15 補助金の返還

交付した補助金に残額が生じたとき、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したときは、補助金の一部又は全部を返還していただくことがあります。

市民活動推進委員会

団体

補助金審査申込書類提出(P8参照)
募集期間 1月7日～1月17日

2月上旬(予定) 団体への事前質問

団体からの回答

2月中旬 書類審査【一次審査】
(P9～10参照)

2月下旬 選考結果通知

プレゼンテーション書類提出
(1次選考結果とともにお知らせします。)

3月9日(予定) プレゼンテーション審査【二次審査】(P9～10参照)

3月下旬 選考結果通知(認定通知)

海老名市

4月上旬補助金交付申請書提出

補助金交付決定通知

(通知受理後) 請求書提出

補助金交付

事業の実施

事業終了

事業報告書類の提出(P10参照)

補助金額確定

● 市民活動推進委員会委員による事業視察

市民活動推進補助金の交付が決定した団体を対象に、市民活動推進委員による実施事業の事業視察があります。事業主催者より実施事業内容の説明等を行っていただきます。実施日が近くなりましたら、市民活動推進課職員より詳細のご連絡をします。

● 市民活動補償制度

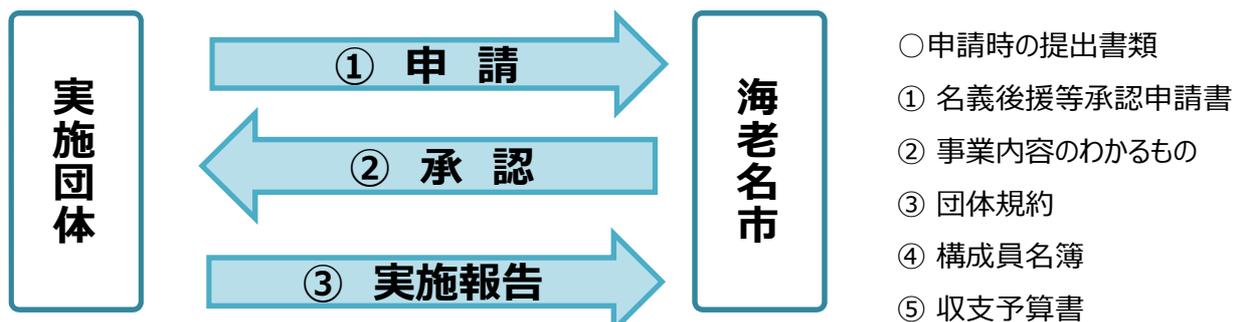
市民の皆さんが安心して市民活動に参加できるよう、予期せず発生した事故について補償を行うことを目的としています。市が市民活動団体等を被保険者として保険会社と契約し、保険料を支払っているため、市民の皆さんが事前に申し込むことや保険料の支払いは必要ありません。

ただし、状況によっては、補償の対象にならない場合があります。詳しくは、市民活動推進課へお問合せ下さい。

※他に補償される保険契約が存在する場合は、本制度の支給対象にはなりませんのでご注意ください。

● 名義後援

公共性等、市の基準に該当する事業は、市の名義後援を受けることができます。



提出書類を市民活動推進課（海老名市役所 5 階）までお持ちください。

内容の審査後、海老名市の名義後援事業として承認されましたら、承認書を送付いたします。

その際、事業報告書も同封いたしますので、事業実施後に決算書と一緒にご提出下さい。

（申請書を受理してから承認されるまで約 2 週間ほどかかりますので、あらかじめご了承ください）

● 市内公共施設へのポスター掲示・チラシ配架時のご注意

市内公共施設へのポスター掲示・チラシ配架をする際は、海老名市の許可が必要です。

掲示・配架したいものを海老名市役所に直接お持ちください。

市内公共施設へ直接持参した場合、配架までお時間を要する場合がございます。

お問合せ先（担当課）

制度について、ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

海老名市役所 市民活動推進課 市民活動推進係（市役所 5 F）

TEL 046-235-4794 FAX 046-231-2670

問い合わせフォーム 市HPトップ画面→窓口案内→市民協働部市民活動推進課→問い合わせ

海老名市市民活動推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市市民活動推進条例（平成22年条例第8号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づく市民活動に対する支援の実施に当たり、海老名市において公益的な市民活動を行う団体の事業を支援することで、市民活動団体の育成を図り、もって市民活動の健全な発展を促進するため、予算の範囲内において海老名市市民活動推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 条例第2条第2号に規定する市民活動をいう。
- (2) 市民活動団体 条例第2条第4号に規定する市民活動団体をいう。
- (3) 海老名市市民活動推進委員会 条例第9条第1項に規定する海老名市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、主として市内で行われる市民活動とし、補助事業の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業とする。

- (1) 入門編 団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業
- (2) 充実編 団体が既に行っている事業を充実させ、継続を図るための事業
- (3) 自立編 団体がこれまで行ってきた事業の更なる充実化を図り、かつ自立にむけた事業

2 前項の規定にかかわらず、市の他の補助制度を利用している事業は、補助の対象としない。

(補助対象団体)

第4条 補助の対象となる団体は、3人以上で構成する市民活動団体（以下「団体」という。）とし、団体の構成員の過半数以上が市内在住、在勤、在学者であることとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 団体の構成員による会合の飲食費
- (4) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等

(補助金の額等)

第6条 補助金の額及び交付回数は、別表のとおりとする。

2 補助金の額の決定に当たって算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付受付)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 海老名市市民活動推進補助金収支予算書（第2号様式）
- (2) 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書（第3号様式）
- (3) 団体の規約、会則、定款又はこれに類するもの
- (4) 団体の役員名簿又はこれに類するもの
- (5) その他市長が必要と認めた書類

(諮問)

第8条 市長は、前条による書類が提出されたときは、補助事業の選考及び補助金の額について、委員会に諮問する。

2 委員会は、諮問を受けた補助事業を調査審議し、その結果を市長に答申する。

(交付対象事業の認定)

第9条 市長は、前条第2項による委員会の答申を受けたときは、予算の範囲内において補助事業及び補助金の額を認定する。

2 市長は、前項の規定により補助事業及び補助金の額を認定する場合にあっては、その団体に対して海老名市市民活動推進補助金認定通知書（第4号様式）を交付し、認定しない場合にあっては、その旨を通知する。

(補助金の交付申請)

第10条 前条第2項の規定により海老名市市民活動推進補助金認定通知書を交付された団体で、補助金の交付を受けようとする者は、認定された補助金の額の範囲内で海老名市市民活動推進補助金交付申請書（第5号様式）を市長が別に定める期日までに提出するものとする。

2 新たに補助金の交付を受けようとする市民活動団体が、補助金の申請をする場合は、入門編、充実編又は自立編を選択することができる。

3 充実編に係る補助金の交付を受けたことのある団体は、入門編に係る補助金の申請をすることができないものとする。

4 自立編に係る補助金の交付を受けたことのある団体は、入門編及び充実編に係る補助金の申請をすることができないものとする。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、補助金の交付の適否について決定し、適当と認めるときは補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合は、その団体に対して海老名市市民活動推進補助金交付決定通知書（第6号様式）を交付する。

(補助金の請求等)

第12条 補助金の交付決定を受けた団体の代表者（以下「補助事業者」という。）は、海老名市市民活動推進補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付する。

(補助事業の変更等)

第13条 補助事業者は、補助事業を変更又は中止しようとするときは、海老名市市民活動推進補助金変更・中止承認申請書（第8号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、補助事業の変更又は中止の適否について決定し、適当と認めたときは海老名市市民活動推進補助金変更・中止承認通知書（第9号様式）により補助事業者に通知する。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、海老名市市民活動推進補助金実績報告書（第10号様式）及び海老名市市民活動推進補助金収支決算書（第11号様式）に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、海老名市市民活動推進補助金確定通知書（第12号様式）により補助事業者へ通知する。

(活動結果の公開等)

第16条 市長は、前条の規定による通知をしたときは、補助事業の内容を公開する。

2 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、公開で補助事業の活動報告を行うものとする。

(決定の取消し等)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、取り消した額に相当する金額の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の返還を補助事業者に命ずるときは、海老名市市民活動推進補助金返還通知書（第13号様式）により行うものとする。

2 補助事業者は、前項の通知書を受けたときは、当該通知書を受けた日から30日以内に当該通知書に記載された返還金額を、市長に返還しなければならない。

(書類の整備等)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

2 改正前の海老名市市民活動推進補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき、補助金の交付回数を満了している市民活動団体は、改正後の海老名市市民活動推進補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）に規定する補助金の交付申請を行うことはできない。

3 旧要綱の規定に基づき交付を受け、かつ交付回数を満了していない市民活動団体は、次の各号に掲げるとおり補助金の交付申請を行うことができる。

(1) 旧要綱第3条第1項第1号に規定する入門編のみの交付を受けている場合
新要綱第3条第1項第2号に規定する充実編に係る補助金を2回、新要綱第3条第1項第3号に規定する自立編に係る補助金を3回

(2) 旧要綱第3条第1項第2号に規定する発展編の交付を1回を受けている場合
新要綱第3条第1項第3号に規定する自立編に係る補助金を3回

- (3) 旧要綱第3条第1項第2号に規定する発展編の交付を2回受けている場合
新要綱第3条第1項第3号に規定する自立編に係る補助金を2回

《平成22年4月1日制定》

《平成26年12月20日一部改正》

《平成27年11月27日一部改正》

《平成30年12月1日一部改正》

別表（第3条、第6条関係）

区分	補助対象事業	補助金の額	補助金の交付回数
入門編	第3条第1項第1号に規定する事業	上限10万円	1団体につき、1回のみの交付とする。
充実編	第3条第1項第2号に規定する事業	上限20万円	1団体につき、2回まで交付とする。ただし、当該年度に1回のみの交付とする。
自立編	第3条第1項第2号に規定する事業	上限30万円	1団体につき、3回まで交付とする。ただし、当該年度に1回のみの交付とする。

備考 当該年度の交付回数は、1団体1回のみの交付とする。